

花見会計事務所だより No.73

4月も後半になり、日中乾燥した陽気が続き体調管理が大変です。今回は、令和3年度の税制改正の中から住宅関連についてご紹介させていただきます。



所得税

1. 住宅ローン控除の特例の延長等

(1) 住宅ローン控除の控除期間 13年の特例延長

2019年10月1日から、住宅ローンの控除期間が10年でしたが13年に期間が特例として拡大されています。今回の改正でも特例が延長されます。

※対象者は、注文住宅が令和2年10月から令和3年9月末まで、分譲住宅などが令和2年12月から令和3年11月末まで契約した場合、令和4年末までの入居者となります。

(2) 面積要件が緩和

合計所得金額が1000万円以下であれば、床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満である住宅も対象となります。

資産税

1. 住宅取得資金に関わる贈与税の非課税措置の拡充

(1) 非課税枠の引き上げ

令和3年4月以降の住宅取得資金に関わる贈与税の非課税枠を、令和2年度の非課税枠の水準(最大1500万円)まで引き上げます。

(2) 面積要件等の緩和

合計所得金額が、現行では2000万円以下を1000万円以下に引き下げ、面積要件を現行の床面積が50平方メートル以上を緩和し、40平方メートル以上50平方メートル未満である住宅についても適用できることとなります。

・ ・ 吉沢から一言 ・ ・

もう桜も終わり初夏の陽気になってきました。
出かけるには最高の季節ですが、コロナのおかげでなかなか遠出ができない状況ですね。
天気の良い日は近所を散策してみたいと思います。

花見会計事務所
Tel: 026-248-7500
Fax: 026-248-7507
e-mail: hanami-tax@nifty.com